

中小企業の会計に関する研究会

中間報告書

平成 22 年 9 月

中小企業の会計に関する研究会

中小企業庁

<目次>

I 検討の背景	・ ・ ・ ・ ・ 3
II 現状認識	・ ・ ・ ・ ・ 5
1. 中小企業の実態	・ ・ ・ ・ ・ 5
(1) 資金調達	・ ・ ・ ・ ・ 5
(2) 利害関係者	・ ・ ・ ・ ・ 6
(3) 会計処理の方法	・ ・ ・ ・ ・ 6
(4) 経理体制	・ ・ ・ ・ ・ 7
2. 中小企業の会計を形作る枠組み	・ ・ ・ ・ ・ 7
(1) 企業会計に関する法的枠組み	・ ・ ・ ・ ・ 7
(2) 中小企業の会計を巡るこれまでの経緯	・ ・ ・ ・ ・ 15
(3) 国際会計基準と中小企業会計	・ ・ ・ ・ ・ 20
III 主要論点	・ ・ ・ ・ ・ 22
1. 中小企業の会計に関する基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・ 22
2. 検討対象の範囲	・ ・ ・ ・ ・ 23
3. 中小指針について	・ ・ ・ ・ ・ 24
4. その他	・ ・ ・ ・ ・ 28
(1) 金融機関の観点から見た中小企業の会計	・ ・ ・ ・ ・ 28

(2) 国際会計基準の影響の遮断又は回避	・ ・ ・ ・ ・ 29
(3) 確定決算主義の維持	・ ・ ・ ・ ・ 30
(4) 記帳の重要性	・ ・ ・ ・ ・ 30
(5) 分配可能額の差異	・ ・ ・ ・ ・ 32
(6) 管理会計	・ ・ ・ ・ ・ 32
IV 今後の対応の方向性	・ ・ ・ ・ ・ 34
1. 新たに中小企業の会計処理のあり方を示すもの を取りまとめるにあたっての基本方針	・ ・ ・ ・ ・ 35
2. 取りまとめの手続	・ ・ ・ ・ ・ 36
(1) 取りまとめのアプローチ	・ ・ ・ ・ ・ 37
(2) 取りまとめのプロセス	・ ・ ・ ・ ・ 37
(3) 取りまとめ後の普及促進について	・ ・ ・ ・ ・ 38
V 結び	・ ・ ・ ・ ・ 39
VI 参考資料	
1. 中小企業の会計に関する研究会委員等名簿	・ ・ ・ ・ ・ 40
2. 中小企業の会計に関する研究会開催実績	・ ・ ・ ・ ・ 42

I 検討の背景

近年、経済のグローバル化の進展により、資本、財、サービス、労働及び情報の可動性が高まり、経済活動を通じて、これら諸要素が国境を越えて行き交う中、経済諸制度を国際的に調和させる必要性が高まっている。とりわけ、会計制度については、近年、国境を越えて行われる投資家の投資活動や企業の資金調達の増大に伴い、財務諸表の国際的な比較可能性を向上させる動きが進展している。すなわち、世界各国では、自国の会計基準を「国際会計基準審議会（IASB）」が設定する「国際財務報告基準（IFRS）」に収斂（コンバージェンス）させ、若しくは、IFRS を適用（アドプション）する動きやそれに向けた議論が展開されている。

我が国でも、日本国内の会計基準を IFRS にコンバージェンスさせる動きが加速化している。具体的には、2005 年 1 月に企業会計基準委員会（ASBJ）と IASB との間で、日本国内の会計基準の IFRS へのコンバージェンス・プロジェクトが開始され、2007 年 8 月に ASBJ と IASB との間で「東京合意」¹が締結され、2009 年 6 月に企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」が公表された。これらに基づき、2010 年 3 月期から、上場企業の連結財務諸表について IFRS の任意適用が開始され、2012 年には、IFRS の強制適用の採否の判断が行われ、強制適用と判断された場合、2015 年若しくは 2016 年に、IFRS の強制適用が開始される予定である。

会計制度は、上場企業のみならず、非上場企業にとっても重要な経済制度である。上場企業の会計制度について、IFRS へのコンバージェンスが進展する中で、非上場企業の会計制度のあり方についても十分な検討が行われることが必要である。非上場企業、

¹ 2007 年 8 月に企業会計基準委員会と国際会計基準審議会との間で、「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意」が締結され、2011 年 6 月 30 日を取組み期限とし、コンバージェンス・プロジェクトが完了することが予定されていた。

特にその大半を占める中小企業については、上場企業とは異なる実態を考慮することが重要となる。

例えば、中小企業では、会計情報の開示が求められる範囲は、取引先、金融機関、同族株主、税務当局等、限定されていることに加え、経理担当者の会計に対する知識や人員体制が必ずしも十分ではない場合が多いという実態がある。また、資本市場を通じて外部の投資家から資金調達を行うことは殆どない。

また、中小企業が行う会計処理については、法人税法で定める処理との調和が特に要請される。すなわち、中小企業では、実態として主に法人税法で定める処理を意識した会計処理が行われている場合が多いため、IFRS の適用や IFRS へのコンバージェンスによる影響に伴って、日本国内の会計基準と法人税法に基づく課税所得の計算方法との乖離が進展し、確定決算主義の維持が困難な状況になると、中小企業に多大な負担が生じることとなる。

さらに、「中小企業の会計に関する指針」の位置付けを考慮することが必要である。特に、現在、同指針について、主として中小企業関係者から、多くの中小企業にとって、高度かつ複雑である、経営者は理解しにくい、会計処理の選択の幅が限定的である、中小企業の商慣行や会計慣行の実態に必ずしも即していない部分がある等との指摘がされている。

こうした状況を踏まえ、会計制度の国際化の流れの中で、中小企業の実態に即した会計のあり方について検討を行うため、2010年2月に中小企業庁において「中小企業の会計に関する研究会」が設置された。本報告書は、同研究会における検討の成果を中間的に取りまとめるものである。

Ⅱ 現状認識

はじめに、中小企業の会計のあり方を検討するにあたって、中小企業の実態、中小企業の会計を取り巻く枠組みについて、現状を概観する。

1. 中小企業の実態

我が国の中小企業は、全企業 421 万社のうちの 99.7%を占めており²、雇用の 69.4%、製造業における付加価値額の 54.4%を生み出している³。このうち、法人形態の中小企業は、257 万社⁴あり、全法人の 98.8%を占めている。

このように、中小企業は、事業の遂行・発展によって、大きな付加価値を生み出す我が国経済の基盤であって、多くの雇用を担う重要な存在である。特に、地域経済では、その経済活動の大部分を中小企業が占め、地域経済の中核としての役割を果たしている。

他方、中小企業は、多種多様な業種・業態の事業活動を行っており、その規模や経済取引等の実態は個々の企業で異なり、大企業と比べて生産性、収益性等のばらつきが大きいなど、総じて、大企業とは異なる属性を有している。特に、中小企業の会計のあり方を検討するにあたって考慮すべきと考えられる、多くの中小企業が該当する属性は、以下のとおりである。

(1) 資金調達

² 平成 18 年「事業所・企業統計調査」（総務省）における、法人及び個人事業主の中小企業数。

³ 2008 年「工業統計表」（経済産業省）

⁴ 「平成 20 年度会社標本調査」（国税庁）における、資本金 1 億円以下の法人数。

資金調達の方法として、資本市場で資金調達を行うことは殆どない。すわなち、資金調達は、地域金融機関やメガバンクなどの金融機関からの借入れが中心であり、代表者の個人資産の抛出、親族・知人からの借入れ、内部留保の利用も行われている⁵が、第三者に対する新株の発行や起債を行うことは少ない。

（２）利害関係者

中小企業では、その主要株主が取締役であるというように、所有と経営が一致しており、いわゆる同族会社に該当する 경우가殆どである⁶。また、通常、株式には譲渡制限が付されており、株式が第三者間で自由に譲渡され、流通することは想定されていない。利害関係者の範囲は限られ、会計書類等の開示先は、主として、債権者である取引金融機関・主要取引先や株主・従業員、信用調査機関など限定的である⁷。

（３）会計処理の方法

中小企業は、商慣行や会計実務の歴史的経緯を基礎とする会計処理の方法に従っていることが多い。多くの中小企業では、主として取得原価に基づく会計処理が行われている。また、確定決算主義に基づく税務申告が計算書類作成の目的の大きな割合を占

⁵ 中小企業の主な資金調達先（複数回答）として、萌芽期、成長初期では、民間金融機関 89.0%、政府系中小金融機関 45.6%、代表者 34.3%、親族・知人 20.4%、自己資金（キャッシュフロー）20.1%、成長・拡大期、安定期では、民間金融機関 85.5%、政府系中小金融機関 46.5%、自己資金（キャッシュフロー）23.9%、代表者 17.7%、親族・知人 9.5%となっている。（「中小企業の資金調達環境に関する実態調査（2007年11月）」（㈱東京商工リサーチ））

⁶ 平成20年「会社標本調査」（国税庁）

なお、同族会社とは、株主等の3人以下及びこれらと特殊の関係を有する個人・法人の有する株式の総数又は出資の金額の合計額が、その会社の発行済株式の総額又は出資金額の50%超である会社を言う（法人税法第2条第10号）。我が国の法人に占める同族会社の割合は、97%と大部分を占める。

⁷ 中小企業の主な決算書の開示先（複数回答）として、取引金融機関 87.8%、株主 71.6%、信用調査機関 55.6%、主要取引先・顧客 29.9%、従業員 26.3%となっている。（「中小企業の資金調達環境に関する実態調査（2007年11月）」（㈱東京商工リサーチ））

め、法人税法で定める処理を意識した会計処理が行われている。

(4) 経理体制

多くの中小企業は、その経理担当者の人数が少なく、経営者や従業員の会計に関する知識も十分ではないため、高度な会計処理に対応できる能力や十分な経理体制を持ち合わせていない⁸。

2. 中小企業の会計を形作る枠組み

(1) 企業会計に関する法的枠組み

企業会計制度は、会社法、法人税法及び金融商品取引法によって、構成されている。それぞれ、会社法は、株主や債権者など企業関係者間での利害調整機能、法人税法は、公正な課税所得計算を図る機能、金融商品取引法は、投資家に対する財務報告・情報開示機能を担っている。これより、中小企業の会計との関係を考慮しつつ、それぞれが果たす機能を概観する。

① 会社法会計⁹

⁸ 中小企業における事業主以外の経理担当者の人数は、0人が9.0%、1人が59.7%。財務諸表の作成まで一貫して社内で行える中小企業は、25.6%となっている。なお、仕訳伝票を会計専門家に渡して全て任せる企業は、43.0%、総勘定元帳の作成まで社内で行う企業は、27.1%となっている。(平成20年度「会計処理・財務諸表開示に関する中小企業経営者の意識アンケート」(中小企業庁))

⁹ 会社法の企業会計規定の沿革は、次のとおり。

明治23年の旧商法において、日本で最初の法律学上の企業会計規定が設けられ、明治32年の商法では、その「総則」と「会社ノ計算」に、計算書類に係る規定が置かれた。これによって、すべての商人が少なくとも毎年1回、すべての財産に関する財産目録と、貸借対照表を作成すべきことが要求された。ドイツ商法の影響を受けていたものの、ドイツ商法上の概念であり、公正なる会計慣行を意味する「正規の簿記の諸原則」の概念は商法に導入されなかった。

昭和37年改正商法では、実務的な負担の軽減等が考慮され、商法の会計規定と企業会計原則等との摺り合わせが行われた結果、取得原価主義が原則に据えられ、財産主義的立場から収益主義的立場へと考え方の転換がなされた。

昭和49年改正商法では、初めて会計の包括規定として「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ(第32条第2項)」という規定が置かれた。これは、昭和49年の商法改正及び商法特

会社法では、全ての株式会社及び持分会社の会計について、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と規定され（会社法第 431 条、第 614 条）、また、会社計算規則では、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない」と規定されている（会社計算規則第 3 条）。

この「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は、会社法体系の中でその具体的な内容について特段の規定は置かれていない、幅の広い概念であって、複数存在し得るものであると解されている。すなわち、金融商品取引法上、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」であると解される、企業会計審議会が公表した企業会計原則（以下「企業会計原則」という。）や ASBJ が開発・公表する企業会計基準（以下「企業会計基準」という。）は、会社法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に含まれると推定されるものの、これらが、唯一の企業会計の慣行であると解すべき理由は無いと考えられる。

最終的に、個々の企業会計の慣行が、一般に公正妥当と認めら

例法の制定により、大会社において会計監査人による計算書類の監査が強制されることになったことに伴い、従前から行われていた証券取引法による公認会計士又は監査法人の監査の対象となる財務諸表との調整を目的として設けられたものである。

平成 10 年には、「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」（大蔵省・法務省）が公表され、「要求される情報に差異があるとしても、財産計算及び利益計算は基本的に一致するように調整されてきた」、「商法における計算規定と企業会計とは相互に密接に関係し、両者が相まって我が国の会計実務が形成されてきた」として、商法と企業会計の近接化の傾向が指摘された。また、同報告書では、国際的観点から会計情報の比較可能性が求められており、会社実態を適正に表すための措置として金融商品の時価評価を導入すべきことが提言されている。

これを受けて、平成 11 年改正商法では、金融商品の一部について、時価評価が導入され、平成 13 年改正商法では、計算書類の公開について、自社ホームページ等によるインターネット公開が認められた。これにより、従来の新聞・官報による公告と比較して実施コストが大幅に減少し、特に中小企業にとってはディスクロージャーを現実的に行う環境が整備された。

平成 14 年改正商法では、会計基準の制定・改定に機動的に対応できるよう計算規定が省令化された。また、商法特例法上の大会社に連結計算書類の作成が義務付けられた。

平成 17 年の商法改正により、「商法」から「会社法」へと全面改正がなされた。

れるかどうかについての判断は、裁判所に委ねられることとなる。この点については、既に、立法担当者や会社法の専門家による説明等からも明らかにされている¹⁰¹¹。

特に、いわゆる「長銀事件判決」（最判平成 20 年 7 月 18 日）では、ある特定の会計処理の方法が従うべきものとして定められたとしても、「唯一の公正なる会計慣行」となるための要件のハードルは極めて高いことが示されている¹²。

中小企業が行う会計処理は、通常、企業会計基準に準拠されているとはいえない場合も多くみられるものの、それが会社法の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の枠内に収まっている限り、当然、会社法上適法なものである。例えば、現在の「中小企業の会計に関する指針」は、企業会計基準を簡素化した

¹⁰ 「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とは、「企業会計審議会が公表する「企業会計原則」を始めとする会計基準は、一応それに当たると推定される。しかし、当該会計基準の内容は基本的事項に限られ、網羅的ではない。また、それが唯一の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」であると解すべき理由はない。とくに中小企業の場合には、当該会計基準と異なる会計処理をなすことが直ちに違法とは言えないことが少なくない。たとえば、会計参与設置会社（会社法第 2 条第 8 号）である中小企業の会計は、右の会計基準より簡便な「中小企業の会計に関する指針」（平成 15 年 8 月）によることが適当とされており、それ以外の中小企業には、より幅広い会計処理も認められる。個々の会社にとっての「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の内容を最終的に決定するのは、裁判所の役割である。」（江頭憲治郎「株式会社法」（有斐閣））

¹¹ 立案担当者による会社法の解説では、会社法上、「ある種の会計事象について、複数の会計処理の選択を認めており、かつ、その選択の範囲は、主として有価証券報告書提出会社が従うべき会計基準よりも広い選択肢が認められている」こと、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行と認められるものは、株式会社の規模、業種、株主構成などによって複数同時に存在しうる」ものであり、中でも、中小企業については、「不文の会計慣行に委ねられている部分が多く存するところであり、そのようなものが公正な「会計慣行」には含まれないものとするのが会社法改正の趣旨ではない」ことが指摘されている。（相澤哲・岩崎友彦「商事法務 No. 1746 株式会社の計算等」、相澤哲・郡谷大輔・和久友子「商事法務 No. 1764 会計帳簿」）

¹² 「長銀事件判決」では、資産査定通達等に基づく決算経理基準は、それ自体は具体的かつ定量的な基準とはなっておらず、その解釈・適用に相当の幅が生じるものであったため、過渡的な状況とは言え、資産査定通達等の方向性から逸脱する税法基準に従った資産査定を以て、直ちに違法であったとは言えない旨判示されている。すなわち、従うべきとされる会計処理の方法が定められたとしても、具体的かつ定量的な基準や、その解釈・適用方法の明白性、周知徹底に要する時間の経過、適用対象企業による認識の程度など多くの要件を満たしていない限り、当該会計処理の方法が、「唯一の公正なる会計慣行」とは成り得ないということであり、「唯一の公正なる会計慣行」となるための要件のハードルが非常に高いことが示されている。

ものであり、一定の場合において法人税法で定める処理等を認める、企業会計基準とは異なるものであるが、会計参与が取締役と共同して会社の計算書類の作成において参照することが推奨されており、会社法の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当するものであると解されている。

なお、平成 17 年改正前商法では、商法及び商法施行規則に、ある程度の会計処理の方法を定めた計算規定が存在し、「公正ナル会計慣行」は、これらを補充するものとされていた。これに対し、会社法及び平成 17 年改正後商法では、会社その他の商人の会計は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行¹³」に従うことが原則とされ、その上で、会社計算規則及び平成 18 年改正後商法施行規則では、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」と合わせてはじめて会社の計算に関する規律が明らかとなる構造を採用している¹⁴。しかし、会社法や会社計算規則等では、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」及びその内容の一部のみが規定され、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」がどのような要素を内包する概念であるのかについて、示されていない。特に、中小企業の会計処理のあり方を示すものとして、現行の「中小企業の会計に関する指針」がその要素を網羅的に示しているものとは解されないことから、中小指針の外延の外にある「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を示すものは存在しておらず、その結果として、会社法制度の構造上、間隙が生じている。

② 法人税法会計

我が国の法人税法では、法人の確定した決算に係る利益を法人

¹³ 商法では、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」（商法第 19 条第 1 項）。

¹⁴ 「「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は単に補充的な意味を持つにとどまらないという位置づけが与えられ、会社計算規則はそれ自体では自足的に規定を設けておらず、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行」（中略）と合わせて初めて、会社の計算に関する規律が明らかになるという構造が採用されている。」（弥永真生「コンメンタール会社計算規則・商法施行規則」（商事法務））

税法における別段の定めにより調整し、課税所得金額の計算を行う確定決算主義が採用され¹⁵、その具体的な手続きとして損金経理要件等が課されている¹⁶。確定決算主義が採用されている背景には、課税の便宜性¹⁷、課税の安定性¹⁸等が指摘されているが、特に、中小企業にとっては、課税所得計算の手間を大幅に軽減できることが大きなメリットとなっている。他方、確定決算主義を通じ、法人税法で規定される処理により算出した金額が、企業会計上の金額として採用され、企業会計に影響を与える、いわゆる「逆基準性¹⁹」の存在も指摘されている。

法人税法では、会計処理に関する包括的な規定として、課税所

¹⁵ 品川芳宣「法人税の課税所得の本質と企業利益との関係」、杉田宗久「法人税法における確定決算主義」など

¹⁶ 法人税法における確定決算主義の内容は、次のとおり。

- ・確定申告：法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に税務署長に対し、確定した決算に基づき所得金額、税額等を記載した申告書を提出しなければならない。（法人税法第74条）
- ・公正処理基準：法人税法に別段の定めのない益金、損金は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算する。（法人税法第22条第4項）
- ・損金経理要件：法人がその確定した決算において費用又は損失として経理すること（法人税法第2条第25号）を言う。具体的には、減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法（法人税法第31条）、繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法（法人税法第32条）、資産の評価損の損金不算入等（法人税法第33条）、引当金の繰入額の損金算入（法人税法第52～54条）などの項目がある。

¹⁷ 会社法上で確定した決算を課税所得計算の基礎とすることで、企業の課税所得計算の簡便化、税制の簡素化、課税当局のコスト削減などが図られる。（杉田宗久「法人税法における確定決算主義」、前原真一「法人税法の損金経理要件について」など）

¹⁸ 会社法上の計算書類と税法上の計算書類が分離されている場合、企業としては、商事上の利益はより大きく、税務上の所得はより小さくなるような会計処理を選ぶ可能性があるが、損金経理要件等により両者の結合を維持することで、課税所得が不当に減少する事態を防ぐ。（杉田宗久「法人税法における確定決算主義」、前原真一「法人税法の損金経理要件について」など）

¹⁹ 「逆基準性の原則」とは、もともとドイツ所得税法第5条第1項第2段の「税法上の選択権は、利益計算にあたって、商法上の年度決算書に一致して行使されなければならない」とする原則を指す（なお、「逆基準性の原則」は、2009年5月28日の「会計基準近代化法（Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz/BilMoG）」施行に伴い削除された）。

我が国法人税法においては同種の原則は存在しないものの、損金経理を要件とする処理（例えば、法人税法の減価償却費は、あらかじめ法人の確定した決算において費用処理しなければならないなど）では、税法の規定が会計処理に影響を及ぼすことで、ドイツにおける「逆基準性」の原則の場合と同様の結果となる処理が行われることがある。これを指して「逆基準性」という表現が使用されることがある。

得計算は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」（法人税法第 22 条第 4 項）と規定されている。これは、いわゆる公正処理基準と呼ばれ、昭和 42 年に導入されたものである。元々、法人税法では、課税所得は、本来・税法・通達という一連の別個の体系のみによって構成されるものではなく、税法以前の概念や原理を前提として成立しているものであるとされていたところ²⁰、本規定は、課税所得は納税者たる企業が継続して適用する健全な会計慣行によって計算する旨の基本規定として定められたとされている²¹。この法人税法上の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」の解釈については、これまで各種の裁判例が存在している²²。

²⁰ 「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」（昭和 27 年）

「税制上または税務上の理由により、企業の実際の純利益と実際の課税所得との間に不一致を生ずる事実を無視し得ないとしても、公正妥当な会計原則に従って算定される企業の純利益は課税所得の基礎をなすものであり、税法上における企業の所得の概念は、この意味における企業の利益から誘導されたものであることを認めなければならない。税法における所得計算の基本理念もまた究極において「一般に認められた会計原則」に根拠を求めなければならないのである」

²¹ 企業会計審議会「税法と企業会計との調整に関する意見書」（昭和 41 年 10 月 17 日）（抄）

・「課税所得は、本来・税法・通達という一連の別個の体系のみによって構成されるものではなく、税法以前の概念や原理を前提として成立しているものである。（中略）そこで、このような観点を明らかにするため、税法において、課税所得は納税者たる企業が継続して適用する健全な会計慣行によって計算する旨の基本規定を設けるとともに税法においては、企業会計に関する計算原理規定は除外して、必要最小限度の税法独自の計算原理を規定することが適当である。」

・「税法上の各事業年度の課税所得は、企業会計によって算出された企業利益を基礎とするものである。すなわち、課税所得は、企業利益を基礎として税法特有の規定を適用して計算されるものである。」

・「法人税法上の課税標準の総則的規定として、「納税者の各事業年度の課税所得は、納税者が継続的に健全な会計慣行によって企業利益を算定している場合には、当該企業利益に基づいて計算するものとする。納税者が健全な会計慣行によって企業利益を算出していない場合または会計方法を継続的に適用していない場合には、課税所得は税務官庁の判断に基づき妥当な方法によりこれを計算するものとする」旨の規定を設けることが適当である。」

²² 裁判例においては、法人税法第 22 条第 4 項の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」につき、次のような解釈がなされている。

・「一般社会通念に照らして公正で妥当であると評価され得る会計処理の基準」であり、「企業会計原則や商法・証券取引法等の計算規定以外に確立した会計慣行を含むもの」（東京地判平成 19 年 1 月 31 日）

・「企業会計実務の中に慣習として発達具現化した会計原則」（神戸地判平成 14 年 9 月 12 日）

・「現に法人のした利益計算が法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反するもの

なお、法人税法の別段の定めによって定められる処理（いわゆる「税法基準」）については、公正な慣行として行われている限り²³、会社法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当し得るものであると考えられていると解される²⁴。

法人税法では、会社法の会計処理が課税所得計算の根本に据えられていることから、「企業所得の計算についてはまず基底に企業会計があり、その上にそれを基礎として商法の会計規定があり、さらにその上に租税会計がある、という意味で「会計の三重構造」を前提としている」と指摘されている²⁵。しかし、近年では、課税の適正化の観点から、法人税法の独自性が強調され、法人税法で定める処理と会計処理との乖離が広がっていることが指摘されている²⁶。

でない限り、課税所得の計算上もこれを是認するのが相当であるとの見地から、収益を一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計上すべきものと定めたもの」であり、「権利の確定時期に関する会計処理を、法律上どの時点で権利の行使が可能となるかという基準を唯一の基準としてしなければならないとするのは相当でなく、取引の経済的実態からみて合理的なものと見られる収益計上の基準の中から、当該法人が特定の基準を選択、継続してその基準によって収益を計上している場合には、法人税法上も当該会計処理を正当なものとして是認すべき」（最判平成5年11月25日民集47-9-5278）

²³ 例えば、法人税法が定める耐用年数に従った減価償却は、原則として、「公正ナル会計慣行」に従ったものと解されるのに対して、減価償却限度額未満の償却や未償却は、法人税法上は許容されているが、会社法には違反するものと考えられる。（弥永真生「コンメンタール会社計算規則・商法施行規則」（商事法務））

²⁴ いわゆる長銀判決（最判平成20年7月18日刑集62巻7号2101頁）及び日債銀判決（最判平成21年12月7日）において、「公正ナル会計慣行」として行われていた税法基準」と言われていることから見ても、「税法基準」とは、税法に規定されている会計処理の方法であり、これが、公正な慣行として行われている限りは、会社法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（会社法第431条）に該当し得るものであると考えられていると解される。

²⁵ 金子宏「租税法」（弘文堂）

²⁶ 平成8年の「税制調査会法人課税小委員会報告」では、会計基準との調整を図るよりも、「適正な課税を行う観点から、必要に応じ、商法・企業会計原則における会計処理と異なった取り扱いをすることが適切と考える」として、税法の独自性が強調された。これを受けて、平成10年に退職給与引当金の縮小、賞与引当金制度の廃止、平成14年に退職給与引当金の廃止により課税ベースが拡大され、税法と会計の乖離を調整するため、平成12年に税効果会計が導入されたところである。

③ 金融商品取引法会計

金融商品取引法は、主として、上場企業を始めとする大企業などを規制対象としており、中小企業は、基本的には、金融商品取引法会計の適用対象外とされる²⁷。金融商品取引法では、財務諸表は、「一般に公正妥当であると認められるところに従って」作成しなければならないとされ（金融商品取引法第 193 条）、「この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする」（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表規則」という。）第 1 条第 1 項）とされている²⁸。

金融商品取引法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の

²⁷ 金融商品取引法上の企業内容等の開示制度は、発行市場における開示制度と流通市場における開示制度に大きく分かれる。前者については、有価証券の募集又は売上の勧誘対象者が 50 人以上で発行価額又は売価額が 1 億円以上等となる会社、後者については、上場会社、有価証券届出書を提出した有価証券の発行会社、有価証券の所有者数が 500 人以上の会社等が適用対象となり、それぞれ有価証券届出書、有価証券報告書の提出が義務づけられている（金融商品取引法第 5 条、第 24 条等）。これら有価証券届出書及び有価証券報告書には、財務諸表が含まれており、これについて、公認会計士又は監査法人による監査証明を受けなければならないものとされている（金融商品取引法第 192 条の 2）。

²⁸ 財務諸表規則第 1 条第 2 項において、「企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。」と規定されており、企業会計審議会が公表した企業会計原則は、金融商品取引法上の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として位置付けられている。

また、財務諸表規則第 1 条第 3 項において、「企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件のすべてを満たすものが作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。」と規定されており、この規定により、民間の会計基準設定主体である企業会計基準委員会（ASBJ）が設定した会計基準についても、金融庁長官の告示による指定を通して、金融商品取引法上の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として位置づけられることとなり、法令の規定上は、ASBJ が開発・公表した企業会計の基準が、直ちにそのまま金融商品取引法上の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として位置づけられるわけではない。

なお、財務諸表規則第 1 条第 4 項において、「金融庁長官が、法の規定により提出される財務諸表に関する特定の事項について、その作成方法の基準として特に公表したものである場合には、当該基準は、この規則の規定に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。」と規定されている。

基準」には、企業会計原則や企業会計基準などが該当する。また、財務諸表規則に規定されている「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」は、理論的には、会社計算規則に規定されている「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」よりも狭い外延を持つものとされている²⁹。

（２）中小企業の会計を巡るこれまでの経緯

① 「企業会計原則」、「中小企業簿記要領」、「中小会社経営簿記要領」について

終戦直後の昭和 25 年 1 月に、シャープ勧告に基づく青色申告制度の導入にあたって、正確な会計帳簿が必要となったことなどを背景として、昭和 24 年に経済安定本部企業会計制度対策調査会により、大企業向けに、株式会社の会計処理と会計報告のための規範である「企業会計原則」が公表され、法人企業形態をとっていない個人商店向けに「中小企業簿記要領」³⁰が公表された。

²⁹ 弥永真生「コンメンタール会社計算規則・商法施行規則」（商事法務）

³⁰ 「中小企業簿記要領」は、「中小商工業者のよべき簿記の一般的基準を示す」ものであって、課税の合理化、中小企業融資の円滑化、事業経営の合理化を目的とし、正規の簿記の原則など 7 つの一般原則が示されている。

(1) 目的

- ・ 正確なる所得を自ら計算し課税の合理化に資すること
- ・ 融資に際し、事業経理の内容を明らかにすることによって、中小企業金融の円滑化に資すること
- ・ 事業の財政状態及び経営成績を自ら知り、経理計数を通じて事業経営の合理化を可能ならしめること

(2) 一般原則

- ・ 簿記は、事業の資産、負債及び資本の増減に関するすべての取引につき、正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成するものでなければならない（正規の簿記の原則）
- ・ 簿記は、事業の財政状態及び経営成績に関して真実な報告を提供するものでなければならない（真実性の原則）
- ・ 簿記は、財務諸表により、利害関係人に対して必要な会計事実を明瞭に表示し、事業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない（明瞭性の原則）
- ・ 簿記は、事業に関する取引を明瞭に記録するものとし、家計と区別して整理しなければならない（事業会計・家計区分の原則）
- ・ 簿記は、一たん定めた会計処理の方法を継続して適用し、みだりに変更してはならない（継続性の原則）
- ・ 仕入、売上等重要なる費用及び収益は、その支出した期間に正しく割り当てられるよう

特に、「中小企業簿記要領」では、中小企業の実態に配慮されたものとなっている³¹。

昭和 28 年 10 月には、簿記普及運動の一環として、法人企業形態をとった中小企業向けに「中小会社経営簿記要領」³²が中小企業庁より公表された。

「中小企業簿記要領」、「中小会社経営簿記要領」は、いずれも中小企業の属性や特性に配慮がなされ、中小企業の記帳に関する指導書としての役割を担っていたと考えられる。

② 「中小企業の会計に関する指針」の策定に至る経緯

戦後における中小企業の会計は、青色申告制度の定着に向けた複式簿記の普及のためという位置付けのものであり、戦後の中小企業の会計処理は、複式簿記を基礎として行われてきたが、時を

に処理しなければならない（収支的評価の原則・発生原則）

- ・簿記は、前各号の要請を満たす限り、会計処理の方法及び帳簿組織をできるだけ簡単平易ならしめ、記帳の能率化、記帳の負担軽減をはからなければならない（記帳の能率化・負担軽減の原則）

³¹ 「企業会計原則」と「中小企業簿記要領」の一般原則は、ほぼ同じ内容であるが、一般原則として「事業会計・家計区分の原則」及び「記帳の能率化・負担軽減の原則」は、「中小企業簿記要領」のみに置かれている。前者は、中小企業は所有と経営が未分離でありその分離を要請しており、後者は、中小企業の場合、経営者や従業員は会計知識が十分ではなく、また、会計知識を有する従業員を雇用する経済的コスト負担に限界があることから、会計処理や帳簿組織の簡易化を要請している。（河崎照行「中小企業における簿記の意義と役割」（「會計」2009 年 9 月号））

³² 「中小会社経営簿記要領」は、「中小企業のうち、会社経営のもの」を対象に、「経理業務の充実、経営の改善・合理化、金融の円滑化」などを目的として、「一般公正妥当と認められる企業会計基準に準拠し、且つ法人税法施行細則の記載要件にあてはまる複式簿記」を示したものであり、中小企業の特性について、次のように述べられている。

(1) 中小企業の特性

- ・個人的色彩が濃い
- ・会社の一二の役員が事実上その会社を支配している傾向が強い
- ・経理担当者が少人数に限られている
- ・専門的な経理知識が不足している

(2) 目的

- ・この要領は、中小企業のうち、会社経営のものを対象として、これに適した経理制度の確立に資するために作成されたものである。中小会社は、これによって経理業務を充実し、経営の改善、合理化や資金の借入に必要な体制を整備し得ると共に、申告納税にも利用できるものであり、併せて又、中小会社経理指導者の指導要領となるものである。

経て、中小企業を巡る金融環境や取引構造が大きく変化した。

平成 13 年の商法改正では、計算書類の自社ホームページ等によるインターネット公開³³が認められ、平成 14 年の商法改正では、計算規定が省令化された際に、衆参の付帯決議³⁴で、中小企業に配慮して必要な措置を採るよう要求されたことなどに伴い、中小企業にとって望ましい会計のあり方に対する関心が高まっていた。

こうした状況の中で、中小企業庁において、「中小企業の会計に関する研究会」が開催され、資金調達先の多様化や取引先の拡大を目指す中小企業にとって望ましい会計のあり方という観点から多面的な検討が行われ、平成 14 年 6 月に報告書が取りまとめられた。同報告書では、全ての会社は、商法により「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」とされ、商法の会計に関する規定では選択の幅があることが指摘されている。また、中小企業の会計を考えるにあたっての判断の枠組みについては、「計算書類の利用者、特に債権者、取引先にとって有用な情報を表すこと」、「経営者にとって理解しやすいものであるとともに、それに基づいて作成される計算書類が自社の経営状況の把握に役立つこと」、「対象となる会社の過重負担にならないこと。（現実に実行可能であること。）」、「現行の実務に配慮したものであること」、「会計処理の方法について、会社の環境や業態に応じた、選択の幅を有するものであること。簡便な方法で代替可能な場合、その選択が認められること」とされた。さらに、同報告書において、「会計実務、運

³³ 会社法第 440 条第 3 項において、「前項の株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、第 1 項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時株主総会の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。」とされている。

³⁴ 衆参の附帯決議は、次のとおり。

・衆議院付帯決議（平成 14 年 5 月 19 日）

「計算関係規定を省令で規定する際は、証券取引法に基づく会計規定等の適用がない中小企業に対して過重な負担を課すことのないよう、必要な措置をとること」

・参議院付帯決議（平成 14 年 5 月 21 日）

「計算関係規定を省令で規定するに際しては、企業会計について公正かつ透明性のある情報開示が十分なされるよう努めるとともに、証券取引法等の適用がない中小企業に対し過重な負担を課し、経営を阻害することのないよう、必要な措置を講ずること」

用に関する事項には立ち入っていないが、こうした面も含め、専門家団体等による今後の検討の深化により、中小企業の会計について一層の充実が図られていくものと考えている」とされた。

これを受けて、平成 14 年 12 月には、日本税理士会連合会より、「中小会社会計基準」が公表され、平成 15 年 6 月には、日本公認会計士協会より、「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」が公表された。

「中小会社会計基準」では、「中小会社の会計基準は、できるだけ負担のかからないものであることが望ましいから、より強制力を有する法人税法における計算規定も、会計基準として合理性が認められれば、公正なる会計慣行に該当するものとして取り扱う必要がある」という考え方にに基づき、「複数の会計処理の方法が存する場合は、会社の実態に応じ、適正な利益計算が行われるよう適切に選択する」とされた。

「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」では、「適正な計算書類を作成する上で基礎となる会計基準は、会社の規模に関係なく一つであるべき」³⁵、「税法基準はあくまで課税所得算定のための計算規定であって、会社の財政状況及び経営成績を適正に表示するための会計基準としての規範にはなり得ない」という考え方にに基づき、「中小会社の特性を考慮して、その適用方法の簡便法等を認め、あるいは税法基準及び商法の観点からも特別の配

³⁵ 「適正な計算書類を作成する上で基礎となる会計基準は、会社の規模に関係なくあくまでも一つであるべき」とする理由は、次のとおり。

- 同一の取引及び経済事業の認識及び測定の基準には、会社の規模の違いは反映されるべきものではない
- 会社の規模によって異なる認識及び測定の基準によって表示された財政状態及び経営成績には、単なる会社の規模の違いだけでなく、基礎的概念の違い（例えば、発生主義対現金主義、時価法対原価法）まで混在しているため、それらを同じレベルの品質及び性質の情報として、企業の経営実態の把握・分析、企業間比較その他の目的に利用することができない
- 二つの異なった会計基準が存在することになれば、計算書類の信頼性が失われ、経済社会に混乱を生じさせ、計算書類公開制度の趣旨が損なわれる。

慮を認めるという考え方を採用」し、一定の場合³⁶には簡便法や法人税法で規定する処理が認められるとされた。

平成 17 年 8 月には、中小企業庁、日本税理士会連合会及び日本公認会計士協会の 3 つの報告書を統合するものとして、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会及び日本商工会議所の民間 4 団体により、「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小指針」という。）が策定され、以降、累次の改訂³⁷が行われてきた。

③ 「中小企業の会計に関する指針」の特徴

中小指針は、金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社、会計監査人を設置する会社（大会社以外で任意に会計監査人を設置する会社を含む。）及びその子会社を除く株式会社を適用対象としており（中小指針第 4 項）、中小企業がこれに拠り計算書類を作成することが推奨されているものであり（中小指針第 3 項）、「総論」において、基本的な考え方が示されている。

まず、「目的」において、「本指針は、とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適切な会計のあり方を示すもの」であり、「このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保ったものとする」とされている（中小指針第 3 項）。

³⁶ 簡便的な方法が認められる場合は、次のとおり。

- ・ 現行の個別の会計基準には明文規定はないが、法人税法に規定があるもの（例：固定資産の耐用年数）については、会計処理上も妥当と思われる範囲内においてそれを利用する
- ・ 現行の個別の会計基準の計算方法と異なるが、法人税法に定める計算方法を用いても会計基準の趣旨に反しないと思われるもの（例：各種引当金の計算方法）については、会計処理上も一種の簡便法として利用する

³⁷ 中小指針の改訂は、平成 18 年 4 月、平成 19 年 4 月、平成 20 年 5 月、平成 21 年 4 月、平成 22 年 4 月の 5 回。

次に、「本指針の作成に当たっての方針」において、中小企業の会計情報においても、大企業と同じく、投資家の意思決定を支援する役割や、利害関係者の利害調整に資する役割が必要となるため、「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべき」という考え方を採用する一方、中小企業の会計には、配当制限や課税所得計算などの利害調整や、「経営者自らが企業の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資する」という役割が重要であるため、「専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合³⁸には認められる」とされている（中小指針第6項）。

（３）国際会計基準と中小企業会計

2005 年にコンバージェンス・プロジェクトが開始され、2007 年に東京合意が締結され、企業会計基準の IFRS へのコンバージェンスが加速化している。それに伴って、中小指針についても、累次の改訂³⁹が行われている。

企業会計基準は、金融商品取引法適用会社が、同法に基づく財務諸表・連結財務諸表を作成する際に従うべき基準である。企業会計基準の IFRS へのコンバージェンスは、国境を越えて投資を行う投資家に対する比較可能性の高い会計情報の提供を主な目的として進められ、中小指針とは独立した事象である。しかし、中小指針は、「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべき」とする考え方が採られており、コスト・ベネフィットの観点から検討が行われ、企業会計基準を簡

³⁸ 一定の場合（中小指針第7項）は、次のとおり。

- ①会計基準がなく、かつ、法人税法で定める処理に拠った結果が、経済実態をおおむね適正に表していると認められる場合
- ②会計基準は存在するものの、法人税法で定める処理に拠った場合と重要な差異がないと見込まれる場合

³⁹ IFRS へのコンバージェンスに伴う中小指針の改訂は、平成 20 年 5 月、平成 21 年 4 月、平成 22 年 4 月の 3 回。

素化する形で策定・改訂が行われる。このため、企業会計基準の IFRS へのコンバージェンスが行われる度に、中小指針についても、改訂がなされ、間接的に IFRS へのコンバージェンスが行われることとなる。

これまで、IFRS へのコンバージェンスにより、中小指針の個別勘定項目では、棚卸資産⁴⁰、リース取引⁴¹、収益・費用の計上（工事契約）⁴²、組織再編の会計⁴³が改訂され、資産除去債務⁴⁴が今後の検討事項とされている。

⁴⁰ 平成 20 年 5 月の改訂において、棚卸資産の評価基準について、原価法又は低価法による評価から、期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、低価法による評価をすることに変更された。平成 22 年 4 月の改訂において、棚卸資産の評価方法について、後入先出法による評価が廃止された。

⁴¹ 平成 20 年 5 月の改訂において、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から売買取引に係る方法に準じた会計処理（例外処理として、未経過リース料を注記することで、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理が適用できる）に変更された。

⁴² 平成 21 年 4 月の改訂において、収益・費用の計上での工事契約について、工事完成基準又は工事進行基準による計上のいずれかの選択適用から、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合（工事収益総額、工事原価総額、決算日における工事進捗度の各要素について信頼性をもって見積もることができる場合）には、工事進行基準を適用し、それ以外の場合は工事完成基準を適用しなければならないことに変更された。

⁴³ 平成 22 年 4 月の改訂において、企業結合が行われた場合の会計上の分類について、取得、持分の結合、共同支配企業の形成及び共通支配下の取引等の 4 分類から取得、共同支配企業の形成、共通支配下の取引等の 3 分類に変更された。

⁴⁴ 平成 22 年 4 月の改訂において、資産除去債務は各論の項目には記載されなかったが、今後の我が国における企業会計慣行の成熟を踏まえつつ引き続き検討することとして、今後の検討事項として追記。

Ⅲ 主要論点

このような現状認識を踏まえ、本研究会において議論が行われた主要な論点について整理を行うこととする。

1. 中小企業の会計に関する基本的な考え方

中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であって、多くの雇用を担う存在である。このため、中小企業の成長・発展を促すことは、重要な政策課題であり、中小企業の会計のあり方を検討する場合にあっても、中小企業の成長に資するものであるべきという視点を議論の出発点とすることが重要である。

中小企業における資金調達先、利害関係者の範囲、経理体制は、「Ⅱ 現状認識 1. 中小企業の実態」で指摘したとおり、上場企業等とは異なる特性がある。このため、国境を越えて投資を行う投資家に対する比較可能性の高い会計情報の提供を主な目的として、その導入に多大な事務コストを要するとされる IFRS 又は IFRS へのコンバージェンスが進んでいる会計基準を中小企業に適用させる意義は乏しく、現実的とは言えない。むしろ、中小企業における会計処理の方法は、中小企業の経営者が理解し、それを活用した結果、自社の経営状況を適切に把握し、経営に役立て、資金調達先の多様化、資金調達の円滑化や取引先の拡大を目指すことができるという点が重要であるため、経営者自身が会計ルールของผู้ザーである点が考慮されるべきである⁴⁵。

また、中小企業の会計を巡る法的な枠組みは、「Ⅱ 現状認識 2. 中小企業の会計を形作る枠組み (1) 企業会計に関する法的枠組み ①会社法会計」で指摘したとおり、中小企業が行う会計処理が会社法の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当するかどうか判断要素である。

⁴⁵ 「中小企業憲章」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)の行動指針においても、「中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す」と明記されている。

このように、中小企業の実態や中小企業の会計を形作る枠組みを踏まえると、中小企業の会計処理のあり方は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行であって、次のようなものが望ましいと考えられる。

- ① 経営者が理解でき、自社の経営状況を適切に把握できる、「経営者に役立つ会計」
- ② 金融機関や取引先等の信用を獲得するために必要かつ十分な情報を提供する、「利害関係者と繋がる会計」
- ③ 実務における会計慣行を最大限考慮し、税務との親和性を保つことのできる、「実務に配慮した会計」
- ④ 中小企業に過重な負担を課さない、中小企業の身の丈に合った、「実行可能な会計」

2. 検討対象の範囲

本研究会では、上場企業等とは異なる中小企業の特性に着目して、基本的に、「Ⅱ 現状認識 1. 中小企業の実態」で挙げた属性を有する企業を対象に会計処理のあり方を検討する。

金融商品取引法の規制の適用対象会社、会社法上の法定監査対象会社といった既に拠るべき会計基準が存在するものについては、検討対象から除外する。会計参与設置会社（会社法第2条第8号）は、既に、中小指針に拠るべきこととされており、会計参与は、「公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人でなければなら」ず（会社法第333条第1項）、専門家がその職責を担い、取締役と共同して、計算書類等を作成することとされ（会社法第374条第1項）、非上場会社の経理体制を十分に補完することが想定されており、当該会社の経理体制が不十分と

は言えないことから、検討対象から除外する。ベンチャー企業のような上場を目指す会社は、その資金調達先、利害関係者の範囲等が「Ⅱ 現状認識 1. 中小企業の実態」で挙げた属性とは異なるため、検討対象から除外する。

なお、検討対象の範囲については、「Ⅱ 現状認識 2. 中小企業の会計を形作る枠組み (1) 企業会計に関する法的枠組み ①会社法会計」で指摘した通り、ある特定の会計処理の方法が、唯一の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」となり得るためのハードルは極めて高く、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の枠内にある会計処理の方法のうちいずれに準拠するかは中小企業の任意であること等を踏まえると、閾値等をもって画一的な線引きを行うことは、必ずしも適当ではないと考えられ、上記の属性をもって総合的かつ柔軟な判断を行うことが可能なものとする。

3. 中小指針について

本研究会では、①中小指針に係る総論、②中小指針の利用実態、③中小指針の個別勘定項目等に関して、様々な指摘がされたところである。

① 中小指針に係る総論

中小指針が、中小企業にとって有用なものであるかどうかについて、中小指針では、一部に読みにくい部分が存在するものの、法人税法で規定する処理の適用を一定の場合に認める等、既に一定の幅を持った会計処理が認められており、殆どの勘定項目について、いわゆる税法基準での対応が可能となっていることから、中小企業にとって十分に有用なものであるとする意見があった。他方、中小指針は、「会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すもの」で

あり、「一定の水準を保ったものとする」とされ、会計参与が参照するものとして完成度が高いものである⁴⁶一方、「Ⅱ 現状認識 1. 中小企業の実態」で挙げた属性を有する中小企業にとっては、経営者が理解できる水準を超えている、高度で使いづらい、自発的な利用を促すものとは必ずしもなっていない等とする意見が大勢を占めた。

中小指針では、「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべき」とされ、中小企業のコスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法での処理が一定の場合に認められている。これについては、中小指針の利活用上の制約とはならず、個別勘定項目において柔軟な対応がされているとする意見があった。他方、中小指針は、企業会計基準の簡略版であって、性質上、中小企業の実態に即したものとはなっていないとする意見、中小企業の実態に即した会計処理のあり方を示すには、企業会計基準の簡略版ではなく、中小企業の属性を検討し、取得原価主義、企業会計原則等を踏まえつつ、積み上げ方式で策定することが必要であるとする意見、これまで、毎年の改訂において、企業会計基準の IFRS へのコンバージェンスに伴い、中小指針にもその影響を及ぼしているのは適当ではないとする意見が大勢を占めた。

② 中小指針の利用実態

中小指針の利用実態として、中小企業庁において実施したアンケートの結果⁴⁷では、中小指針に完全に準拠している企業が14.2%、一部に準拠している企業が、17.7%となっており、中小指針に完全準拠若しくは一部準拠している企業は約3割となっている。

⁴⁶ 中小指針は、これに拠って計算書類等を作成した場合に、会計参与が善管注意義務等を尽くしたこととなり、法的責任を極力回避できるという観点を重視して作成されている。

⁴⁷ 平成20年度「会計処理・財務諸表開示に関する中小企業経営者の意識アンケート」（中小企業庁）

これについては、税理士が中小企業の計算書類の作成を補助する際に中小指針は従業員 10 人程度の小規模企業においても活用されているとする意見、信用保証協会の保証料割引制度⁴⁸に係る確認書類（チェックリスト）⁴⁹が広く活用されているため中小指針は十分に普及がされているとする意見があった。他方で、多くの税理士は、チェックリストは認知するものの、中小指針は認知していないとする意見、金融機関の審査においてチェックリストが添付された例は殆ど見たことが無いとする意見、中小企業は信用保証協会の保証料割引制度を利用する場合において中小指針を意識せず、税理士が中小企業からの求めに応じてチェックリストを作成しているケースが存在しているとする意見があった。

特に、保証料率の割引制度は、中小指針に準拠して作成された計算書類の信頼性が高いことから、信用保証協会が審査に有益な会計情報を得ることができることが期待されて、創設された制度である。今後、本制度が中小企業の会計の質の向上に資するよう、現在の利用実態を踏まえ、必要な見直しを検討することが必要である。

③ 中小指針における個別勘定項目

中小指針における個別勘定項目について、「会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すもの」、「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべき」とする中小指針の性質

⁴⁸ 信用保証協会では、平成 18 年より中小企業会計割引制度として、中小企業の計算書類の作成に携わった公認会計士又は税理士により、中小指針の全ての項目について適用状況の確認が行われていることを示す確認書類（チェックリスト）を受けた場合、保証料率を 0.1%割引している。中小企業会計割引制度を導入した平成 18 年度には、利用件数（保証承諾ベース）は、約 10 万件であり、平成 21 年度には約 27 万件まで増加した。保証承諾件数（法人）に占める中小企業会計割引制度の利用件数の割合は、平成 18 年度には 11.5%であり、平成 21 年度には 30.0%まで増加した。（出典：全国信用保証協会連合会・第三回非上場会社の会計基準に関する懇談会資料）

⁴⁹ 信用保証協会と日本税理士会連合会から、それぞれチェックリストの書式が出されており、中小企業会計割引制度の利用者はどちらかのチェックリストにより内容確認を行い、保証申込時に計算書類と共にチェックリスト提出する。信用保証協会のチェックリストは 15 項目、日本税理士会連合会のチェックリストは 58 項目の確認事項がある。

上、個別勘定項目において、中小企業にとって難しい又は使いづらい点が生じているのではないかと指摘があった。

ア) 税効果会計

中小指針では、税効果会計について、一度、一時差異の金額を算出して金額の重要性の判断を行い、重要性がない場合を除き、原則、税効果会計が適用される。また、税効果会計を適用し、繰延税金資産を計上する場合は、その回収可能性について厳格かつ慎重に判断することとされている。

この点について、中小企業においては、多くの会計処理が税法の規定に準じて行われていること等に鑑み、原則、税効果会計が適用されることは、現実的ではなく、また、回収可能性の見積もりを行うことが困難であるとの指摘がされた⁵⁰。

イ) 棚卸資産

中小指針では、棚卸資産については、期末の時価が簿価より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額としなければならないと規定している。

この点について、中小企業にとっては、一度、必ず時価で算定をした上で、重要性の判断をする二重の事務負担が発生している等の弊害がある点が指摘された。

ウ) 有価証券

中小指針では、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券の4つに区分し、売買目的有価証券は時価、市場価格のあるその他有価証券は時価（多額に保有していない場合は取得原価での計上も可）、それ以外は取得原価もしくは償却原価法で評価する必

⁵⁰ 繰延税金資産の計上の判断は、高い専門性を有する監査法人にとっても困難な場合があるとの指摘がある。このことを示す例として、りそな銀行の2003年3月決算の繰延税金資産の解釈について、当時共同監査を行っていた2つの大手監査法人の見解が大きく分かれたという事例がある。本事例では、一方の監査法人が、同行の将来の収益計画に基づいて繰延税金資産を認めたところ、他方の監査法人は、繰延税金資産を全額認めなかった。

要がある。

この点について、法人税法による区分⁵¹と比較すると中小指針に拠った会計処理は、中小企業の事務負担が大きいのではないかとの指摘や、また、市場価格のある有価証券について、中小企業の場合、商売取引や金融機関取引との関係から付き合いで、取引相手の株式を保有するケースもあり、こうした株式は短期的に利益を得ようとするものではないにもかかわらず、当該株式にまで時価評価を求めることは、必ずしも中小企業の実態に即していないのではないかとの指摘、さらに、決算の一時点で、売買目的ではないその他有価証券の時価評価による未実現損益を計上することは、中小企業の経営者にとって本業の経営実態が分かりにくくなる等の弊害があるのではないかとの指摘があった⁵²。

4. その他

(1) 金融機関の観点から見た中小企業の会計

金融機関では、中小企業への融資を行う際の審査にあたって、財務情報及び様々な非財務情報に基づいて企業情報の分析がなされ、当該企業の実態の把握や将来見通しの予測が行われる。

金融機関における財務情報分析では、中小企業から提出される計算書類等を基に、内部評価基準に基づき財務情報が修正され、

⁵¹ 法人税法第 61 条の 3 第 1 項において、有価証券の区分を売買目的有価証券、売買目的外有価証券の 2 区分とされている。また、法人税法施行令第 119 条の 12 第 1 項第 1 号及び第 2 号において、売買目的有価証券とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券であって、次に該当するものである。

- ・専担者売買目的有価証券（トレーディング目的の専門部署を設置している場合に、その目的のために取得した有価証券）
- ・短期売買有価証券（短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載した有価証券）
- ・金銭の信託に属する有価証券（金銭の信託のうち信託財産として短期売買目的の有価証券を取得する旨を他の金銭の信託と区分して帳簿書類に記載したもの）

⁵² 中小指針において、市場価格のあるその他有価証券の評価差額の処理について、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理するとされているが、全部純資産直入法は、正式な会計用語ではなく、また、「金融商品に関する会計基準」には記載されておらず、「金融商品会計に関する実務指針」を参照しないと分からない上、言葉自体に馴染みがなく、難解なものになっているとの指摘もあった。

再評価が行われる。すなわち、金融機関の融資審査にあたって、中小企業が採用する会計処理の方法の如何にかかわらず、提出される財務情報等がそのまま用いられることは少ない。見積もりによる時価評価により、資産や負債の未実現損益が計算書類に反映されている場合であっても、市場価格のない資産等の時価評価は不完全性を伴う中で、特に中小企業がそれを行うときには、当該見積もりには恣意性が入っている可能性があり、見積もった金額の合理性が証明されていない以上、金融機関の審査では、何らかの再評価が行われることとなるため、審査期間が大幅に短縮されることにはならないとの指摘がなされた。

なお、中小企業に対する金融機関の融資審査等では、財務情報のみならず、企業審査を行う上で不明な点を経営者から直接聴取しつつ、非財務情報を含めて企業情報を総合的に分析する、リレーションシップ・バンキングの考え方が重視されている。

（２）国際会計基準の影響の遮断又は回避

「Ⅱ 現状認識 ２．中小企業の会計を形作る枠組み （３）国際会計基準と中小企業会計」で指摘したとおり、これまで、企業会計基準の IFRS へのコンバージェンスに伴って、中小指針についても、間接的にその影響が及んでいた。また、「Ⅲ 主要論点 １．中小企業の会計に関する基本的な考え方」で指摘したとおり、国境を越えて投資を行う投資家に対する比較可能性の高い会計情報の提供を主な目的として、その導入に多大な事務コストを要するとされる IFRS や IFRS へのコンバージェンスが進んでいる会計基準を中小企業に適用させることの意義は乏しく、現実的とはいえない。世界各国において、非上場企業（中小企業）に対して IFRS の適用を強制している国は少ない⁵³。

⁵³ 世界各国における非上場企業（中小企業）に対する IFRS の適用の状況は、次のとおり。

- ・イギリス：イギリス GAAP（FRS）を適用、IFRS の適用も可能、また、小規模会社は小規模企業向け財務報告基準（FRSSE）の適用も可能。
- ・ドイツ：ドイツ GAAP（HGB）を適用、IFRS の適用は不可。
- ・フランス：フランス GAAP（PCG）を適用、IFRS の適用は不可。
- ・スペイン：スペイン GAAP を適用、IFRS の適用は不可。

これらを踏まえると、中小企業の会計処理のあり方について、IFRS を適用する必要はない⁵⁴。また、IFRS へのコンバージェンスが進む会計基準とは、一線を描いて検討が行われるべきである。すなわち、まずは、それが国内制度として安定的に運用されているか、中小企業の会計慣行として定着しているか、中小企業の会計慣行として妥当なものかを見極めることが必要である。

（３）確定決算主義の維持

法人税法で定める処理と企業会計における会計処理との乖離が今後とも進展し、結果として、確定決算主義の維持が困難となると、中小企業において多大な事務負担が生じることが懸念される。

このため、中小企業の会計処理と法人税法で定める会計処理との親和性が保たれ、引き続き、確定決算主義が維持されるよう、双方の制度について検討が行われることが重要である。

（４）記帳の重要性

記帳は、会計処理の前段階のものであり、会計帳簿及びこれに基づき作成される計算書類の適正性を確保する上で、重要なものである。

平成 17 年改正前商法では、整然かつ明瞭な⁵⁵会計帳簿の記載が

-
- ・アメリカ：アメリカ GAAP を適用、IFRS の適用は検討中。
 - ・カナダ：カナダ GAAP を適用、IFRS の適用も可能。
 - ・オーストラリア：オーストラリア IFRS を適用。
 - ・韓国：韓国 GAAP を適用、IFRS の適用は不可、2011 年より一般企業会計基準となる。
 - ・中国：中国 GAAP（企業会計制度、新企業会計基準の 2 つより選択して適用）を適用、IFRS の適用は不可、小規模企業は企業会計制度、小企業会計制度、新企業会計基準の 3 つより選択して適用。

⁵⁴ 金融庁が平成 22 年 4 月に公表した「国際会計基準（IFRS）に関する誤解」において、「非上場の会社（中小企業など）であっても、IFRS を適用しなければならなくなる」という誤解があるものの、実際は、「非上場の会社は IFRS を適用する必要はない」と指摘されている。

⁵⁵ 「整然かつ明瞭な」とは、会計帳簿が整然かつ明瞭に記録されることで、債権者等の関

要求され(改正前商法第 33 条第 1 項)、会社法では、更に進んで、適時に、正確な会計帳簿の作成が要求(会社法第 432 条第 1 項)されている⁵⁶。

ここで言う「適時に」とは、記録すべき事実が発生した後、速やかに記帳することが定められたものであり、記録が遅延すればするほど、記載を誤る可能性が高まることから、日常の取引を適時に記帳すべき旨が定められている。また、「正確な」とは、事実を歪めることなく記帳することが定められたものである。

税法においても、記帳義務が課され、原則として、青色申告者には正規の簿記(複式簿記)、白色申告者には簡易な方法による記録が要求されている⁵⁷。

特に、中小企業については、内部統制や外部監査が制度上義務付けられていないことも鑑みれば、自らの経営の確実性を示していく上で、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に、信頼性のある記帳を行い、会計帳簿の信頼性を確保することが重要である。

さらに、適時かつ正確な記帳は、経営管理に資するものであり、中小企業の経営者が経営状況を把握し、その情報を基に将来の経

係者が、計算書類の内容を明解に理解できるよう記載すべきことの要請である。具体的には、計算書類の様式、記載の区分、科目の名称や配列の順序などの表示について、理解しやすい方法を採用することが求められる。

⁵⁶ なお、平成 17 年改正後商法でも、営業用財産について、適時に、正確な商業帳簿(会計帳簿及び貸借対照表)の作成が要求されることとなった(商法第 19 条第 2 項)。商法第 19 条第 2 項は、会社・外国会社・営業用財産が 50 万円以下の小商人(商法第 7 条)を除く商人に適用される。

また、会計帳簿には、計算書類及びその付属明細書の作成の基礎となる帳簿(仕訳帳、総勘定元帳や各種補助簿(現金出納帳、手形小切手元帳等)が含まれる。

なお、会計帳簿の作成義務違反、不実記載に対して、会社法では、過料を規定しており(会社法第 976 条第 7 号)、破産法でも、帳簿の隠滅・偽造・変造に関して罰則を規定(破産法第 270 条)している。

⁵⁷ 複式簿記による記帳として、具体的には、取引を複式簿記の原則による整然かつ明瞭な記載(法人税法施行規則第 53 条第 1 項、所得税法施行規則第 57 条第 1 項)、仕訳帳への取引の発生順による年月日・内容・勘定科目・金額の記載、総勘定元帳への勘定ごとの記載の年月日・相手方勘定科目・金額の記載(法人税法施行規則第 55 条、所得税法施行規則第 59 条)が要求されている。

営計画を策定し、責任ある経営を遂行する上で必要不可欠なものである。

（５）分配可能額の差異

同一の状況にある会社にとって適用可能な会計処理の方法が複数存在した場合、いずれの方法を適用したとしても、会社法上の分配可能額が、基本的に同一になるべきという考え方が存在している。

この点について、企業が異なる会計処理の方法を適用した場合、分配可能額の金額に差異が生じることはありうるが、「Ⅱ 現状認識 ２．中小企業の会計を形作る枠組み （１）企業会計に関する法的枠組み ①会社法会計」で指摘したとおり、当該異なる会計処理の方法が、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当し、会社法上適法なものである限り、この場合における分配可能額の差異は、会社法上問題とはならないと考えられる。

なお、企業会計原則が定める「継続性の原則⁵⁸」に従い、企業が選択した会計処理の原則及び手続を每期継続して適用している限りにおいて、そもそも同一の会計事実について異なる利益額が算出される事態にはならないと考えられる。

（６）管理会計

管理会計は、経営目的を達成するための財務データなどを用い

⁵⁸ 企業会計原則注解・[注３] 継続性の原則について

「企業会計上継続性が問題とされるのは、一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則又は手続の選択適用が認められている場合である。

このような場合に、企業が選択した会計処理の原則及び手続を每期継続して適用しないときは、同一の会計事実について異なる利益額が算出されることになり、財務諸表の期間比較を困難ならしめ、この結果、企業の財務内容に関する利害関係者の判断を誤らしめることになる。

従って、いったん採用した会計処理の原則又は手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用しなければならない。

なお、正当な理由によって、会計処理の原則又は手続に重要な変更を加えたときは、これを当該財務諸表に注記しなければならない。」

た会計システムであるが、明確な定義はなく、経営者のために財務会計⁵⁹による会計情報を用いて経営戦略の策定と実行を支援するとともに、経営上の意思決定と業績評価に役立てることを目的としている。

また、管理会計には従わなくてはならないルールはないが、企業の規模や成長段階、経営者の目的やニーズに応じて弾力的に利用されている。

中小企業が自社の経営状況を把握し、事業環境の変化に適切に対応するとともに、将来の事業活動に関する計画を策定するためには、過去の一時点又は一期間の経営成績や財政状態を表す財務会計に加えて、経営戦略の策定や経営の意思決定に役立てる管理会計を適切に活用することも重要である。

⁵⁹ 財務会計とは、会社法に基づいて作成された貸借対照表（B/S）や損益計算書（P/L）を中心とした、企業の経営成績や財政状態を利害関係者に報告することを目的とした会計を指す。

IV 今後の対応の方向性

今後の対応の方向性として、中小指針とは別に、ボリューム・ゾーンの中小企業を対象として、新たに会計処理のあり方を示すものを取りまとめる必要があるかどうかについて、議論が行われた。これについては、現行の中小指針の書きぶりの変更を行うとともに、その読み方の解説を作成・公表する等、中小指針の見直しで対応すべきあるとの意見があった。他方で、「IV 主要論点 3. 中小指針について」において指摘された点を踏まえ、中小指針は引き続き存続・普及を図る一方で、これに対応できないボリューム・ゾーンの中小企業を対象として新たに会計処理のあり方を示すものを取りまとめるべきであるとの意見が大勢を占めた。

「III 主要論点 1. 中小企業の会計に関する基本的な考え方」で指摘したとおり、中小企業の会計のあり方は、中小企業の成長に資するべきとする視点を議論の出発点とし、会計処理のあり方についても、経営者が理解でき、それを活用した結果、自社の経営状況を適切に把握し、経営に役立てることを可能にし、資金調達先の多様化、資金調達の円滑化や取引先の拡大を目指すことが出来るというように、経営者自身が会計ルールのユーザーである点が考慮されたものである必要がある。この点に立ち返ると、「III 主要論点 3. 中小指針について」における中小指針に対する指摘を踏まえ、中小企業の実態に即した会計処理のあり方を示すものを新たに取りまとめるべきとする中小企業関係者の総意としての強い要請⁶⁰は、重く受け止めるべきものである。

また、「II 現状認識 2. 中小企業の会計を形作る枠組み (1) 企業会計に関する法的枠組み ①会社法会計」で指摘した会社法制度の構造上生じている間隙を埋める観点からも、新しく中小企業の会計処理のあり方を示すものの取りまとめは意義があるものと考えられる。

⁶⁰ 「中小企業の実態に即した会計基準の策定に関する意見」（平成22年6月17日）（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、中小企業家同友会全国協議会、社団法人中小企業診断協会、社団法人日本販売士協会）

なお、新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめた場合であっても、中小指針は、会計参与設置会社等が拠るべきものとして、引き続き、その普及拡大に向けて関係者が取り組み、その活用が進むことが期待される。

1. 新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめるにあたっての基本方針

新たに中小企業のための会計処理の在り方を示すものの取りまとめは、「Ⅲ 主要論点 1. 中小企業の会計に関する基本的な考え方」を十分に踏まえることをその基本方針とすべきである。すなわち、中小企業の実態、中小企業の会計を取り巻く枠組みを踏まえ、中小企業の成長に資するべきものとするという視点を議論の出発点とすべきである。また、「Ⅱ 現状認識 1. 中小企業の実態」で挙げた属性を有する企業を主として適用対象とすべきである。その他の取りまとめにあたって基本方針とすべき事項は、以下のとおりである。

- ① 中小企業が会計実務の中で慣習として行っている会計処理（法人税法・企業会計原則に基づくものを含む。）のうち、会社法の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」と言えるものを整理する。
- ② 企業の実態に応じた会計処理を選択できる幅のあるもの（企業会計基準や中小指針の適用も当然に認められるもの）とする。
- ③ 中小企業の経営者が理解できるよう、できる限り専門用語や難解な書きぶりを避け、簡潔かつ平易で分かりやすく書かれたものとする。
- ④ 記帳についても、重要な構成要素として取り入れたものとする。

このように、新たに中小企業のための会計処理のあり方を示すものは、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」と言えるものを整理し、会社法及び関係法令で認められている枠内の会計処理の体系とすべきである。すなわち、これに適切に準拠している場合にあっては、その会計処理は会社法上適法であると事実上推定が及ぶものとすべきである。中小企業が、その成長に伴って、経営のあり方を発展させていくに際して、必要に応じて、適用する会計処理の方法を企業会計基準や中小指針へとスムーズに移行させることができるよう留意すべきである。

また、「Ⅲ 主要論点 1. 中小企業の会計に関する基本的な考え方」を十分に踏まえ、これに拠って適切に会計処理を行った場合に、利害関係者にとって必要かつ十分な情報が包含されることが重要である。中小企業の経理体制、実務における会計慣行、法人税法で定める処理との親和性を考慮し、これらを可能な範囲で適切な会計処理として認めるべきである。

新たに会計処理のあり方を示すものは、その改定作業は数年に一度にとどめ、安定的なものとすべきである。また、今後、コンバージェンスが進むことが見込まれる企業会計基準とは、一線を画して、取りまとめ及び改訂作業を行うべきである。すなわち、まずは、IFRS へのコンバージェンスを行った企業会計基準で行われる会計処理が、国内制度として安定的に運用されているか、中小企業が行う会計慣行として定着しているか、中小企業の会計慣行として妥当なものかを見極めることが必要である。

2. 取りまとめの手続

新たに会計処理のあり方を示すものは、中小指針と同様に、中小企業が準拠するかどうかは任意となるため、中小企業の自発的な利活用が促されるものとする必要がある。このため、その取りまとめにあたっては、中小企業関係者の総意として行われるという手続きを可能な限り担保することが必要である。

取りまとめのアプローチ、プロセス及び取りまとめ後の普及促進については、以下のとおりとすべきである。

(1) 取りまとめのアプローチ

新たに会計処理のあり方を示すものの取りまとめにあたっては、企業会計基準をベースに、それを簡素化するアプローチ（トップダウン・アプローチ）ではなく、対象とする中小企業の属性を検討し、取得原価主義、企業会計原則等を踏まえつつ、積み上げ方式で策定するアプローチ（ボトムアップ・アプローチ）を採るべきである。

(2) 取りまとめのプロセス

新たに会計処理のあり方を示すものの取りまとめは、広く中小企業への普及を図る観点から、多数の中小企業関係者（中小企業団体、金融機関など）、中小企業、小規模零細企業、公認会計士や税理士等の中小企業会計の専門家やそれらの団体及び関係官庁が参加するプロセスを経ることが重要である。

策定主体については、民間が集まって知恵を出し合いながら私的秩序として会計基準を策定しているのが世界の大勢であり、また、現行の中小指針の策定・改訂も民間で行っていることから、中小企業関係者等が中心となって取りまとめ、中小企業庁等はオブザーバーに留まるべきという意見があった。他方、国際的に見ても、国際的な整合性を考慮しつつ、民間が中心となって策定している会計基準は、基本的に大企業の会計基準、特に連結の会計基準に限定されており、中小企業の会計基準については、各国の対応は様々であり、どちらかと言えば、その国の実情に合わせて国家主体が、国内基準として策定する場合が多いことに加え⁶¹、

⁶¹ 我が国の法体系に関して言えば、上場企業の会計基準については、金融商品取引法上、内閣総理大臣（金融庁長官に委任）が一般に公正妥当であると認められるところに従って定めた内閣府令に拠ること、すなわち、金融庁長官の承認を受けることが必要とされている。そのため、民間主体の ASBJ が会計基準の設定主体であるとされている現在でも、法

中小企業の実態をよく把握しているのは中小企業庁であり、中小企業への指導、教育、普及等を考えると、中小企業庁等が中心となって中小企業関係者等を広く集めて取りまとめるべきという意見が大勢を占めた。策定主体については、これらの点を踏まえつつ、可能な限り広く関係者の合意が得られるものとするのが望ましいと考えられることを考慮し、中小企業関係者等が中心となって取りまとめ、その過程で、関係官庁（中小企業庁等）が事務局となって議論の調整役等を担うこととすべきである。

（３）取りまとめ後の普及促進について

中小企業が、新たに会計処理のあり方を示すものを活用し、身の丈に合わせて会計の質の向上を図るためには、その取りまとめ後の普及促進が重要である。このため、新たに会計処理のあり方を示すものを取りまとめた後、中小企業庁、法務省、金融庁などの関係官庁、中小企業団体や金融機関などの中小企業関係者、税理士や公認会計士といった中小企業会計の専門家やそれらの団体が協力して、中小企業への指導、教育、普及等に努めることとすべきである。

令の規定上は、究極的な会計基準の設定権限は、政府（金融庁）に留保されている（注 28 参照）。他方、中小企業の会計基準については、会社法が規律しており、広く「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に委ねられている。したがって、法務省が会計処理の方法を詳細に規定していた平成 17 年改正前商法及び商法施行規則と異なり、会社法上は、中小企業庁や民間主体が会計基準の設定主体となることが可能であると考えられる。

V 結び

本研究会は、世界各国の会計基準が IFRS にコンバージェンスするなど会計制度の国際化が進展する中で、非上場企業、特にその大部分を占める中小企業の実態に即した会計のあり方について検討を行うため、2010 年 2 月、中小企業庁に設置された。

本研究会の設置と時期を前後して、2009 年 9 月には、日本商工会議所に「非上場の企業の実態に即した会計のあり方に関する研究会」が設置され、2010 年 3 月には、「非上場会社の会計基準に関する懇談会」が ASBJ などの民間団体により設置され、それぞれの場において同様のテーマについて検討が行われた。中小企業の会計のあり方について、様々な場において検討が行われ、議論が深まったことは、意義のあることであった。

本研究会では、広く中小企業関係者等が参加し、活発な議論が行われた。特に、その議論の過程で、中小企業自身が会計のユーザーとしての立場から、中小企業の会計のあり方を考えるその真摯な姿勢が、本報告書で記述された「今後の対応の方向性」を導く大きな原動力となったところである。

今後、本報告書を十分に踏まえ、新たな検討の場において、広く中小企業をはじめ、学識経験者、金融機関、中小企業会計の専門家等の中小企業関係者等が一体となり、新たな中小企業の会計処理のあり方を示すものが具体的に取りまとめられることを期待したい。

VI 参考資料

1. 中小企業の会計に関する研究会委員等名簿

委員

座長

安藤 英義	専修大学 商学部 教授
市川 隆治	前 全国中小企業団体中央会 専務理事
岩崎 博之	全国商店街振興組合連合会 専務理事
上西 左大信	日本税理士会連合会 調査研究部 特命委員
上原 秀夫	株式会社前川製作所 財務グループ・リーダー
上村 達男	早稲田大学 法学部 教授
江頭 憲治郎	早稲田大学大学院 法務研究科 教授
大橋 正義	中小企業家同友会全国協議会 政策委員長
尾崎 安央	早稲田大学 法学部 教授
河崎 照行	甲南大学 会計大学院 院長
木村 拙二	愛知産業株式会社 監査役
桑原 龍司	光陽産業株式会社 監査役
古賀 智敏	同志社大学 商学部 特別客員教授
坂井 映子	武蔵大学 経済学部 准教授
坂本 孝司	税理士法人坂本&パートナー 理事長 税理士 米国公認会計士
櫻庭 周平	櫻庭公認会計士事務所 公認会計士 税理士
品川 芳宣	早稲田大学大学院 会計研究科 教授
清水 謙之	商工組合中央金庫 統合リスク管理部長
武田 眞樹雄	渡辺パイプ株式会社 常務取締役
寺田 範雄	全国商工会連合会 専務理事
橋本 清	京葉銀行 取締役 融資第一部長
平川 忠雄	税理士法人平川会計パートナーズ 代表社員 税理士
前田 庸	学習院大学 名誉教授
松原 有里	明治大学 商学部 准教授
眞鍋 隆	全国中小企業団体中央会 専務理事
万代 勝信	一橋大学大学院 商学研究科 教授
宮城 勉	日本商工会議所 常務理事
弥永 真生	筑波大学 ビジネス科学研究科 教授
柳澤 義一	日本公認会計士協会 常務理事
吉田 雅之	城北信用金庫 審査部企業支援グループ 副部長

(50音順、敬称略)

オブザーバー

高木 弘明	法務省民事局参事官室 局付
新井 吐夢	法務省民事局参事官室 局付
澁谷 亮	前 法務省民事局参事官室 局付
平松 朗	前 金融庁総務企画局企業開示課主任会計専門官
野村 昭文	金融庁総務企画局企業開示課企業会計調整官
新井 武広	企業会計基準委員会 副委員長
北川 慎介	前 経済産業省経済産業政策局担当審議官
平塚 敦之	経済産業省経済産業政策局企業行動課企画官

事務局

伊藤 仁	中小企業庁事業環境部長
中石 斉孝	中小企業庁事業環境部財務課長
濱野 幸一	前 中小企業庁事業環境部財務課長
藪内 雅幸	中小企業庁事業環境部財務課税制企画調整官
日暮 正毅	中小企業庁事業環境部財務課課長補佐
宮坂 亮	中小企業庁事業環境部財務課調査員
岡田 陽	中小企業庁事業環境部財務課
永井 強	中小企業庁事業環境部財務課課長補佐
中嶋 重光	中小企業庁事業環境部財務課税制専門官
森口 保	中小企業庁事業環境部財務課企画係長
高橋 秀太郎	中小企業庁事業環境部財務課税制係
岩田 祐輝	中小企業庁事業環境部財務課企画係
松田 圭介	中小企業庁事業環境部財務課企画係

2. 中小企業の会計に関する研究会開催実績

第1回 平成22年2月15日（月）

- 研究会の設置趣旨説明
- 事務局による資料説明（我が国の中小企業の実態、会社法会計・金商法会計・税務会計について、中小企業会計に係る論点について、会計基準の国際化を巡る現状について）
- 事務局説明資料及び中小企業会計の論点等について意見交換

第2回 平成22年3月12日（金）

- 委員（学識経験者等）からのプレゼンテーション（品川委員、上村委員、河崎委員、）
- プレゼンテーション等に関する意見交換
- 企業行動課による資料説明

第3回 平成22年4月2日（金）

- 委員（金融機関、中小企業の取引先）からのプレゼンテーション（清水委員、橋本委員（椎名委員代理）、吉田委員、上原委員、武田委員）
- プレゼンテーション等に関する意見交換

第4回 平成22年5月18日（火）

- 委員（中小企業）からのプレゼンテーション（木村委員、桑原委員）
- 事務局による「論点整理」の説明
- プレゼンテーション及び「論点整理」等に関する意見交換

第 5 回 平成 22 年 6 月 17 日（木）

- 事務局による「報告書骨子案」、「論点整理」の説明
- 「報告書骨子案」、「論点整理」等に関する意見交換

第 6 回 平成 22 年 7 月 29 日（木）

- 事務局による「中間報告書案」の説明
- 「中間報告書案」等に関する意見交換

第 7 回 平成 22 年 9 月 17 日（金）

- ASBJ による「非上場会社の会計基準に関する懇談会」の検討結果の説明
- 事務局による「中間報告書案」の説明
- 「中間報告書案」等に関する意見交換